子どもの人権尊重を推進するために

はじめに

今日、陰湿ないじめ、不登校、引きこもり、親等による虐待、性的犯罪など、子どもの人権をめぐる問題は深刻な状況にあります。また、少子化や情報化など社会環境の変化による生活体験や人との関わりなどの不足は、子どもの『社会性』『思いやりの心』を育てにくくしています。この状況にかんがみ、入間市人権教育推進協議会では、2年間「子どもの人権」を協議してまいりました。

平成6年にわが国が批准し発効した「子どもの権利条約」では、「子どもに関係あることを行うには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。」(第3条)、「親(保護者)は、子どもの心やからだの発達に応じて、適切な指導をしなければなりません。」(第5条)と大人の義務として、子どもの最善の利益を一番に考えるとうたわれています。また、家庭では親子のコミュニケーションを図り、心豊かな人間性を育む家庭教育づくりに努めなければならないとうたっています。

子どもの権利条約の制定に大きな影響をもたらした、ポーランド人のヤヌシュ・コルチャック氏は、子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間であるという子ども観を持っていました。

入間市人権教育推進協議会では、子どもも一人の人間であるという子ども観に立ち、子どもの人権尊重を推進する施策として、今日の子どもを取り巻く社会環境の中で、今子どもにとって一番良いことは何かを協議し、意見をまとめましたので、提言いたします。

1 家 庭

- ◎家庭での子どもの人権尊重を推進する施策について
- (1) 子どもの自尊感情を高め、豊かな人間性を育む親子関係のふれあい確保の推進
 - ① 家庭の日を活用する
 - ② 乳幼児期から小学生の期間に家庭でのコミュニケーションを図る ア. 躾と見守りや褒めることによる親子の信頼感を育む イ. 子どもの気持ちを汲み取り、聞くことによる親子の会話時間を確保する
 - ③ 家族団らん時間を尊重する
 - ④ 子どもが家族の一員としての地位を確立する
 - ⑤ 衣食住を確保し、最低限の食事や必要なものを用意し、基本的な生活習慣を身 につける

- ア.「早寝、早起き、朝ごはん」を推進する
- ⑥ 子どもへの虐待防止に取り組む

(2) 人権教育の実践の推進

- ① 子どもの人権や子どもの権利条約について学ぶ
- ② 子育ての研修教室等に参加し、非人権番組や有害ネットサイトなどの有害情報 から子どもを守る

(3) 子育て相談体制作りの推進

- ① 育児不安を解消するために相談事業に取り組む
- ② 子どものSOS発信を早期に発見する

(4) 行政、企業の取り組み

- ① 勤務体制を見直し、育児休暇や勤務時間の改善に取り組む
- ② 安心できる地域社会体制を構築する
- 2 学校(幼稚園、保育園・所を含む)
 - ◎学校での子どもの人権尊重を推進する施策について

(1) 一人一人を大切にする教育指導の推進

- ① 「子どもの人権」についての学習を深める
- ② 学校に来られない子どもへの対応を図る
- ③ 命の尊さ・仲間の大切さ・友情の素晴らしさを育てる道徳教育を推進する
- ④ 「人権を大切にする心を育てる」保育を推進する
- ⑤ 子ども同士が互いの人権を守ろうとする心構えや心情の醸成を図る
- ⑥ 非行防止(校内暴力・薬物乱用・インターネット犯罪等)に関して具体的な取り組みを図る
- ⑦ 子どもに平等に接することのできる校内体制を確立する
- ⑧ 教師の資質、指導力の向上を図る
- ⑨ 子どもがいろいろな機会を活かして、異年齢の子どもや先生及び一般社会とふれあう場をつくる
- ⑩ PTA活動に人権教育の研修会を計画的に位置づける

- ① 自他の権利、義務、自己責任の指導を推進する
- ② 不登校(園・所)を防止する具体的な取り組みと子どもの学習権の保障を図る

(2) 人権教育の推進

- ① 体験活動を通して、子どもが自らの権利を学び、子どもたちの生きる力を引き 出す取り組みを推進する
 - 注 2 (例) CAP等の普及
 - ア. 環境・福祉・地域まちづくりの問題を題材に活動を行い、意見表明や催し 物を行う場を設ける
- ② 小・中学校で人権に対する意識と関心を持たせるため、絵本や紙芝居などを活用した人権教育を実施する。特に、親の人権意識を高めるための取り組みを推進する
- ③ いじめの根絶をめざすための具体的な取り組みを推進する

(3) 開かれた学校の推進

- ① 親と子どもが一緒になり意見交換会を通して、保護者同士の悩みを話し合い、 子育ての方法を学びあう取り組みを推進する
 - ア. 子育て支援講座の開催、一日保育士体験学習等を実施する
- ② 校則の内容精査と適正な運用を図る

3 地域

- ◎地域の子どもの人権尊重を推進する施策について
- (1) 連帯感や正義感を育成する取り組み
 - ① 子育て支援を推進する
 - ア.「親子のふれあいの場」体制づくりの推進。地域公民館を提供し、ひな祭り、七夕祭りなどを計画し、親と子どもの交流の場を設ける
 - イ. 子どもの人権尊重に関する意識啓発を図る
 - (例) 人権尊重の講演会の開催、社会教育施設の連携を図る
 - ② 地域で、子どもへの虐待の早期発見と助け合う社会体制を推進する
 - 注 3 ア. 自治会・アポック・企業等の防犯活動を推進する
 - (例)家庭状況に関する見守り活動の充実を図る

- イ. 有害な図書、ビデオの追放、自動販売機の制限をする
- ウ. 下校時の防犯パトロール車の巡回活動の充実を図る
- エ. 近隣世帯の世代格差による不安や悩みを、解決する場の提供を図る

(2) 地域社会の教育力を高める取り組み

- ① 子どもが一人の人間として尊重され健全な成長を遂げ、将来における地域の パートナーとして支えて行くために
 - ア. 地域の自治会や防犯組織、学校応援団、老人クラブ等による支援を行う
 - (例)子どもの見守り活動として、「おはよう」「さようなら」等のあいさつ運 を推進する
 - イ.子ども会やボーイ・ガールスカウト活動、スポーツ少年団等の活動における子どもと指導者への援助や協力をする
 - ウ.子ども、親、社会人(ボランティア)が子どもと一緒になれる遊び場づく りを推進する
 - エ. 外国人労働者の子どもを対象にした学習プログラムを推進する (例) 日本語指導ボランティア

4 行 政

- ◎行政の子どもの人権尊重を推進する施策について
- (1) 財政的な支援と学校を社会に開放する取り組みを奨励
 - ① 経済的に困窮している子育で中の家庭への経済的支援や、就労支援の一層の 充実を図る
 - ② 保育事業の充実を図る
 - ③ スポーツ活動等の教育的効用といじめ事件等を検証する
 - ④ 地域で子どもを健全に育てていくための諸体制づくりを整備する (例) 児童委員・児童相談所・学校の連携強化
 - ⑤ 知識の提供や情操面での子育て支援を推進する (例)「子育て講座」の開設、人権教育指導者の養成と研修体制の充実を図る

(2)人権政策の周知

- ① 子どもが「子どもの権利」について学習し考える取り組み
- ② 子どもを中心として家族が暮らせる取り組み

- ③ 「子どもとふれあう日」を設け、親子のふれあいを推進する取り組み
- ④ 市民に対し、「子どもの権利条約」を啓発する

5 その他

◎その他の施策について

(1) 子どもについて

- ① この世でたった一人の自分を大切にし、他の人も大切にする
- ② 人権問題を自分自身のものとしてとらえ、無意識は加害者につながることを 啓発する
- ③ 通学路の安全を確保する
- ④ 外国人の子どもに対する日本語教育と学習支援を強化する

(2) 大人について

- ① 人権軽視の風潮を防止する
- ② インターネットを活用する (例) 親学の学習支援、相談の場所を提供する
- ③ 人権問題を自分自身のものとしてとらえ、無意識は加害者につながることを 啓発する

おわりに

子どもは、基本的人権を保障された存在であり、権利を行使する主体です。子どもの人権を尊重する社会づくりを促進するとともに、子どもが豊かな感性、創造力を養うなど、生き生きと健やかに育つことのできる環境を築いていくことが、明日の日本を構築していくためには緊急の課題であると考えます。その課題解決に向け、家庭、学校、地域、行政が連携をして子どもが持つ可能性を自由に伸ばし、一人の人間として尊重し人権を守りながら、子どもが自他の人権を尊重しあって共に生きる社会を実現していくことができるような、取り組みを推進することが喫緊の施策であると考えます。

※注1 ヤヌシュ・コルチャック

(本名:ヘンルイック・ゴールドシュミット、1878年から1942年)

ポーランドの小児科医、孤児院院長で児童文学作家、教育者。親のいない孤児を孤児院で育て、その運営の一部に子どもたちを参加させるなど自主活動に重きを置いた。「いかに子どもを愛するか」(1918年)の中で、「子どもの大憲章 (マグナカルタ)」の必要性を説き、「ジュネーブ宣言 (1924年)」にも影響を与え、さらに「子どもの権利の尊重」(1929年)を書き、彼自身による「子どもの権利宣言」の構想が出来ていたと推測できる。これらがのちに「子どもの権利条約」に影響を与える。ドイツのポーランド占領により、ユダヤ人狩りが行われ孤児院の子どもと共に、強制収容所で死亡した。

※注2 CAP (キャップ)

CAPとは、「Child=子ども」「Assault=暴力」「Prevention=防止」(子どもへの暴力 防止)の頭文字をとった略号。

子どもたちの安全を地域の大人がサポートし、子ども自身が虐待などの暴力から自分を 守るための教育プログラムを行うこと。3つの権利「Safe(安心) Strong(自信) Free (自由)」を学び、ロールプレイ(寸劇)を通して自分を暴力から守るために人権意識 を養うことを目的としている。

※注3 地域防犯ネットワーク アポック (APOC)

APOCとは、「Area=地域」で「Prevention=防ぐ」Of「Crime=犯罪」の頭文字をとった略号。

自治会、学校、青少年健全育成会等が結集して構築した連合体で、地域住民一人一人、 関係団体、市役所、警察署等が連携して防犯活動や犯罪捜査に役立てようという組織(シ ステム)のこと。